

7月は同和問題啓発 強調月間です

県と市では、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、解決を図るための啓発活動を行っています。

問い合わせ 市人権政策課 ☎43・8129

同和問題啓発強調月間 期間中の取り組み

懸垂幕・看板・幟のぼりの設置

市役所庁舎や市内の公共施設に、懸垂幕・看板・幟などを設置します。

街頭啓発活動

市長をはじめ行政や各種関係団体と共に、啓発グッズを配布します。

啓発グッズには、福岡東中学校2年生の黒木通光さんが作った「ちがうから すてきなんだよ きみと僕」と、神興東小学校5年生の宮本衛さん



が作った「その一言で 心の花が しぼんじやう」の標語を印刷しています。

日程 7月1日(金)

時間と場所 JR福岡駅ほか

午前7時30分～、ルミエール
福津店ほか 午後1時30分～

人権パネルの展示

同和問題啓発強調月間の期間中、市内の小・中学生が描いた人権ポスターをパネルにして、市内の公共施設に展示します。子どもたちの力作をぜひご覧ください。

また、このパネルは、年間を通して貸し出しも行っています。詳しくは市人権政策課までお問い合わせください。

広報車による啓発活動

市内を広報車が巡回し、次

のようにアナウンスします。「差別をなくし 犯罪や非行のない 明るい社会を築きましよう」

人権啓発活動の紹介とお知らせ

人権の花運動を行っています

県人権啓発活動ネットワーク協議会では、ヒマワリを人権の花として定めています。人権の花運動は、ヒマワリを育てることを通して、生命の尊さや協力することの大切さを実感することを目的としています。市内では、平成20年度から毎年、小学校や幼稚園・

保育所(園)の中の3つの施設で取り組んでいます。



▲市中央公民館に掲示している人権ポスター



▲昨年大和保育所で開催した人権教室

ヒマワリの種をまき、花を咲かせたそれぞれの施設では、10月に人権擁護委員による人権教室「一人にやさしくできる勉強会」を行います。

大輪の花を咲かせるヒマワリのように、人権尊重の意識が福津市の隅々まで広がっていくことを願っています。

特設人権相談の実施

人権に関する疑問や悩みがある人は、特設人権相談をご利用ください。予約は不要で、相談料は無料です。相談内容など秘密は厳守します。

日時 毎月 第4水曜日 午前10時～午後3時
場所 ふくとびあ

みんなで作ろう人権のまち

一人一人の人権と 多様な価値観を尊重し合い 地域で共生できるまち「ふくつ」

問い合わせ 市人権政策課 ☎ 43・8129



基本的人権尊重を定めた「世界人権宣言」が国連で採択されて、今年で74年を迎えます。国連では採択された12月10日を「世界人権デー」と定めて人権思想の啓発のための行事を実施するように呼び掛けました。

日本では昭和24年から、毎年12月4日～12月10日の1週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権意識の高揚を呼び掛けています。

市では、人権週間に合わせて、人権講演会をはじめとするさまざまな啓発活動を行います。

街頭啓発活動

人権週間での活動の一環として、広報車による宣伝活動を通して街頭啓発と人権講演会の開催をお知らせします。

皆さんに、市内の中学生が作成した人権標語を印刷した除菌ウェットティッシュを配布することで、命の尊厳や人権の大切さを訴えます。

日程 12月5日(月)

場所と時間 ①JR福岡駅・東福岡駅 午前7時30分②ルミエール福津 午後1時30分

③ゆめマート津屋崎 午後3時30分 ※時間が前後する場合があります

子どもたちの作品展

市内外の小・中学校、高等学校の児童や生徒が作成した、人権ポスターや人権標語「男女がともに歩む」一行詩の表彰作品を展示します。



▲昨年度の人権ポスター展の様子

場所 市中央公民館 ※月曜日は休館
期間 12月4日(日)～12月20日(火)

人権の花運動

今年度も人権の花「ひまわり」を勝浦小学校や日時野あおぞら保育園、あい保育園宮司の児童や園児が、みんなで力を合わせて楽しみながら育てました。8月には種子の収穫もできました。

勝浦小学校では、6月に人権擁護委員と一緒に人権学習を実施し「人権」について考えました。一連の活動は、12月の「子どもたちの作品展」で紹介する予定です。



▲勝浦小学校で行われた人権学習

人権作文集の作成

市内外の小・中学校、高等学校の児童や生徒が作成した、人権作文や標語、ポスターを掲載した人権作文集「さすな」を、現在作成中です。完成後は、各郷づくり交流センターや公共施設、小・中学校、高等学校などに置きます。ぜひご覧ください。

ストップ！コロナ差別！

感染防止のためにマスク着用を推奨しますが、マスクを着けられない人がいることを考慮することも大切です

お知らせ

全国一斉子どもの
人権110番強化週間

「いじめ」や体罰、不登校や子どもの虐待など、相談は法務局職員と人権擁護委員が受け、秘密は固く守られます。

8月26日(金)、8月29日(月)～9月1日(木) 午前8時30分～午後7時、8月27日(土)、8月28日(日) 午前10時～午後5時 ※強化週間以外は土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
相談ダイヤル ☎0120・007・110

福岡法務局人権擁護部 ☎

市社会福祉協議会への香典返し
(敬称略、6月20日までの届け出分)

故人	喪主
角井 ヒサ子	角井 政夫
栗野 久子	栗野 真光

市社会福祉協議会
(ふくとぴあ) ☎34・3341

092・739・4151

子育て応援券を届けます

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、地元産直施設で利用できる子育て応援券を配布します。対象世帯には、7月末に郵送していますので、ぜひご利用ください。

令和4年7月1日現在住民基本台帳に登録されている中学校修了前まで(平成19年4月2日以降に出生)の児童を養育している世帯

応援券 1世帯当たり500円×20枚

使用できる施設 あんずの里市、お魚センターうみがめ、ふれあい広場ふくま

使用期間 8月1日(月)～11月30日(水)

市子ども課 ☎0940・39・3148

「健康づくり推進事業」を
継続していきます

健康的な生活習慣の定着、効果的な運動指導による健康管理、健康づくりへの関心を

高めるために、国民健康保険事業として行っています。利用時に、体重や血圧、腹囲などを測ります。

令和3年9月以降に健康増進室を新規に利用している市民 ※過去1年以上利用のない人も対象

特典 ①②の条件を満たした人は市内産直施設で使用できる商品券を抽選で進呈

①毎週1回または月に4回以上健康増進室を利用し、6カ月継続している人 ②令和5年

広報ふくつをお読みいただきありがとうございます。紙面に対する感想やご意見など、皆さんの声をお聞かせください。いただいた内容は今後の編集の参考とする他、紙面で紹介する場合もあります。なお、原則、直接回答は行っていませんのでご了承ください。

POST CARD

郵送する場合
お手数ですが
63円切手を
お貼りください

811-3293
福津市役所
まちづくり推進室 行

広報

ふくつ

2022.8

フリガナ
氏名

年齢

歳

住所 〒 -

電話番号

ペンネーム

子育て世帯生活支援
特別給付金を支給します

2月末日までに6カ月以上利用し、体重などの個人データを提供を承認する人
市保険年金医療課 ☎43・8127

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円の給付金を支給します。支給要件などは、市公式ホームページを

ご確認ください。ご確認いただくか、市子ども課へお問い合わせください。



▲②ひとり親世帯以外について



▲①ひとり親世帯について

申請期限 令和5年2月28日(火) ※令和4年4月分児童扶養手当受給者など市で要件を確認できる人には申請不要で支給します
市子ども課 ☎0940・39・3148